



はじめに

川越市には、時の鐘や蔵造り町家に代表される建造物、川越氷川祭の山車行事などの民俗文化財、山王塚古墳や河越館跡のような史跡など、多岐にわたる多くの指定文化財があります。

文化財というと、国・県・市が指定した文化財だけのように思われがちです。しかし、 指定・未指定にかかわらず、人の文化によって生み出され、多くの人が大事に思うものは 文化財に含まれます。ここでは、そのような文化財を、歴史遺産と表現します。

今後、このような歴史遺産の保存と活用を考えるため、このたび川越市文化財保存活用 地域計画を作成し、令和5年12月に文化庁長官から認定されました。

本計画は、歴史遺産の保存と活用について、その将来像や基本的な方向性を示した基本計画であり、さらに具体的な事業について定めた行動計画になります。また、「地域総がかり」の言葉で示しているように、歴史遺産の所有者だけではなく、地域社会全体で、歴史遺産の保存と活用を支え、今後のまちづくりに活かすことがねらいです。今後は、本計画に基づき、更なる歴史遺産の保存と活用に向けて、さまざまな取組主体と連携して事業を推進してまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、御尽力いただきました川越市文化財保存活用地域計画 策定協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました川越市文化財保護審議会 委員や市民の皆様、御指導を賜りました文化庁や埼玉県の皆様に心から感謝申し上げ、あ いさつといたします。

令和6年2月

川越市教育委員会 教育長 新保 正俊

例 言

- 1. 本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき作成した、川越市における文化財の総合的な保存・活用の基本計画並びに行動計画であり、「川越市総合計画」を上位計画とする個別計画です。
- 2. 本計画の作成に当たっては、川越市文化財保存活用地域計画策定協議会や川越市文化財保護審議会から意見を聴取しました。また、令和5年7月18日から8月16日までパブリックコメントを行い、これに反映させました。
- 3. 本計画の計画期間は、令和6年度から同15年度までの10か年です。
- 4. 本計画の作成及び計画書の印刷製本は、令和3~5年度の文化庁文化芸術振興 費補助金(地域文化財総合活用推進事業)を受け実施しました。
- 5. 本計画の執筆・編集は、文化庁や埼玉県の指導のもと、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が行いました。

◆川越市文化財保存活用地域計画 目次構成◆

構成	頁
序章	P 1
1. 計画作成の背景と目的	P 1
2. 計画の位置づけ	P 1
3. 計画の期間とその進捗	P 6
4. 計画の作成体制と経緯	P 6
5. 本計画における「歴史遺産」の定義	P 8
第1章 川越市の概要	P 9
1. 自然的・地理的環境	P 9
2. 社会的状況	P12
3. 歷史的背景	P18
第2章 川越市の歴史遺産の概要	P 29
1. 歴史遺産の現状と概要	P 29
2. 歴史遺産の特徴と類型	P31
第3章 川越市の歴史文化の特徴	P 40
第4章 歴史遺産の調査と課題	P 44
1. 既存の歴史遺産の調査の概要	P 44
2. 歴史遺産の調査の課題	P 53
第5章 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置	P 54
1. 歴史遺産の保存と活用の将来像	P 54
2. 歴史遺産の保存と活用に関する方向性	P 55
3. 歴史遺産の保存と活用に関する課題	P 55
4. 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置	P 57
第6章 関連文化財群による保存と活用	P62
1. 関連文化財群の設定の目的	P62
2. 関連文化財群の設定	P62
3. 関連文化財群における保存と活用	P 63
第7章 文化財保存活用区域による保存と活用	P74
1. 文化財保存活用区域の設定の目的	P74
2. 文化財保存活用区域の設定	P75
3. 文化財保存活用区域における保存と活用	P76
第8章 歴史遺産の防災と防犯	P 100
1. 歴史遺産の防災・防犯に関する課題	P 100
2. 歴史遺産の防災・防犯に関する方針	P 102
3. 歴史遺産の防災・防犯に関する措置	P 103
第9章 歴史遺産の保存・活用の推進体制	P 104
1. 推進体制の方向性	P 104
2. 今後の取組み	P 105

^{*}川越城について当時の表記上の慣例から、中世は「河越城」、近世以降は「川越城」としています。